

午後1時30分開会

○池田委員長 皆さん、こんにちは。ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。以降、着座にて進行させていただきます。

欠席届が出ております。子ども部の出席理事者についてですけれども、この後、教育委員会が予定されているとのことですので、案件の報告後、退席を認めたいと思います。

本日の日程をご覧ください。報告事項は、子ども部が3件、保健福祉部が3件です。なお、12月8日、9日で開催された議会運営委員会にて当委員会に送付されました2件の陳情につきましては、後日改めて審査に入らせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○池田委員長 はい。それでは、日程の1、報告事項に入ります。子ども部（1）令和7年度こども誰でも通園制度試行的事業申込み状況報告について、理事者からの説明を求めます。

○山崎子育て推進課長 令和7年度こども誰でも通園制度試行的事業申込み状況報告を、教育委員会資料1に基づきましてご説明いたします。

まず実施内容としましては、利用期間は令和8年1月から3月までであり、利用条件などにつきましてはこちらにお示しのとおりでございます。利用者の募集期間は11月20日から12月1日で、区ポータルサイトにより申込みを受け付けました。

次に、歳児別利用者数についてです。申込受付数としましては、0歳児19名、1歳児15名、2歳児2名、計36名でございます。そのうち利用者決定数はそれぞれ、0歳児4名、1歳児14名、2歳児2名、計20名でございます。12月3日に抽せんを実施し、利用者の決定をしたところでございます。

ただし、この申込み受付数36名以外に、受付まで至らなかつた方が多くいらっしゃいました。その例としましては、生後6か月に満たない方や満3歳になっている方、保育所に既に在籍されている方、申込みされた児童の歳児と募集している歳児クラスが一致されていない方などでございました。この歳児クラスが一致されていないということは、お子さんが例えば0歳児クラスの年齢なんですが、0歳児クラスがないクレアナーサリーですかあい・ぽーとを希望された方などでございます。このような方々が申込受付数の36名以外に32名いらっしゃいました。

次に、施設別の利用者数です。表には、上段から、施設名、各園の定員、利用希望者、ここでは第一希望のみをお示ししております。そして利用者決定数となっております。今回はせいが保育園と神田寺幼稚園の0歳児、それとあといすみこども園の1歳児において抽せんを行っています。今回の申込み状況より、0歳児のニーズの高さというのが改めて明らかになったというところでございます。

簡単ですが、ご説明は以上です。

○池田委員長 はい。説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。

○西岡委員 まだ試行的事業というところですけれども、やはりこれだけの方が利用したいというところで、数字でも表れていると思うんですね。やはり0歳は一番負担がかかる、目が離せないというところで、利用したい方が多いということだと思いますが、4名だけしか今回利用者決定できていないんですけど、この施設というのは、今後、試行的事業が

終わった後には、4月からはしっかり利用者数、決定数も増えていけるんですか。

○山崎子育て推進課長 今現在、0歳児につきましては、各園とも定員が本当にいっぱい、いっぱいというところでございます。ただ、例年を見ますと、4月、新しい年度になると、ある程度0歳児のところにも空き枠が出てくるというところでありますので、そういう枠を使って、何とか各事業者のほうにも誰でも通園制度に参加していただくように働きかけていきたいと今後考えております。

○西岡委員 やっぱり0歳を育てている保護者の方ってすごく大変で、孤独感を感じている方も多いと思うので、もちろんこども誰でも通園制度と、今実施している昔からある一時預かり保育というところで、似て非なるものではありますけれども、やっぱりそういうところでも、今回利用決定に至らなかった方に対しても、一時預かり保育も紹介して、情報発信していただけたらと思いますけれども、いかがでしょうか。

○山崎子育て推進課長 おっしゃるとおりで、一時預かり含めて、子育てのほうの支援になるように、情報提供も含めて行なっていきたいと思います。○池田委員長 牛尾委員。

○牛尾委員 まず、このクレアナーサリーの1歳児が36名の定員だということですけど、これ、既に通常の保育でこれだけ空いているという、そこを今回の枠にしたという認識でよろしいんですか。

○山崎子育て推進課長 クレアナーサリー市ヶ谷さんは、余裕活用型で今回参加をしていただいたというところで、空いている枠をうまく活用してということになります。

○牛尾委員 このクレアナーサリーの1歳児のこれ、要するに保育の定員というのは何人なんですか。

○大松子ども支援課長 クレアナーサリー市ヶ谷の定員は75名でございます。失礼しました。1歳の定員は6名でございます。

○牛尾委員 定員6名で、全体76と。つまり、ほかの歳児で空いている枠をこの1歳児の36名に使ったということになるんですか、これは。

○池田委員長 子ども支援課長。ちょっと数的には、これはかなり、こういうふうに示されると、どうしても誤解を招きそうなんですけれども、そのところをもう少し丁寧に、分かりやすいような説明というか、答弁が欲しいんですけれども。

○大松子ども支援課長 まずちょっと訂正させていただきます。クレアナーサリー市ヶ谷の1歳の定員は、すみません、12名でございました。申し訳ございません。

○池田委員長 定員が12名のところで、募集をできているところは36名という募集の仕方をこの事業者さんはされているんだけれども、そこは応募も含めてなんだけれども、その36というのが定員ではなくって、時間で区切ったりだと、いろいろその辺の詳細がもうちょっと説明が欲しいんです。というのは多分、皆さん、牛尾委員も思っているんじゃないのかな。そのところを詳しくご説明いただきたい。

○大松子ども支援課長 まず、クレアナーサリー市ヶ谷の1歳の定員は12名でございますが、空きは7名でございます。

○池田委員長 子育て推進課長。

○山崎子育て推進課長 今、子ども支援課長が申したとおり、空きの7名のうち3名分を使って、それで、またここは1日誰通を6時間受けてくれる。月曜から金曜、5日間やってくれるというところで、1週間に直すと、もし1人の枠でも、5日間で6時間ですから

30時間。それが4週あるとして、120時間なので、それだけでも12人分なんですけど、先ほど申し上げたとおり、空いている枠を3人分使いますよというところなんで、120掛ける3で360と。360時間、誰通で使いますよというところで、1人10時間使えますので、36名というのが、こちらの定員、1か月に直しますと36名受け入れることができますよということでございます。

○池田委員長 牛尾委員。

○牛尾委員 つまり1日に36名全員というじゃなくて、月単位でこうですよということ。理解しました。

それと、先ほどの西岡委員の質問ともかぶるわけですけれども、4月以降ですね、今回試行的ですけれども、4月以降、これは要するに通常の保育の枠が埋まってしまう可能性があるじゃないですか。そうなった場合、この誰通の枠というのはどういうことになるのか。これは誰通の枠がなくなるのか、それとも、それでも通常の保育の枠が埋まっても誰通の枠をつくるのか。その辺はどうなんですかね。

○山崎子育て推進課長 この誰でも通園制度を行うに当たっても、また今のお話のような質問を頂いております。やはり人の、事業者のほうの人員体制が整っていないと、なかなかできないというところでございます。今回も例えば〇歳児のところで、せいが保育園さんですとか神田寺さんで設けていただきました。決して定員に余裕があるところじゃないんですけど、人のほうの体制が、一応、人員配置基準を満たして、十分満たしているというところでの余裕分で、定員以外のところで受け入れていただいたりもしております。

また、先ほども少し申し上げましたが、これまでの傾向も、年度の前半部分というのは空きも出てきたりするところでもありますので、そういうところをうまく活用する。それとともに、一時預かりなど既存のある制度なども一緒に活用しながら、子育ての支援というのを行っていきたいというふうに考えております。

○牛尾委員 分かりました。今度は逆の、逆のパターンというか、要するに4月以降、また誰でも通園制度の定員を設けましたと。で、受け入れの体制はつくりましたと。ただ、保育園の場合は途中入園ということがあり得るじゃないですか、引っ越ししてきたりとか。子どもが、〇歳児が、日数がたって保育園に入れるようになりました。その場合、誰でも通園制度の枠に影響はあるかないか。要するに認可保育園に申し込んだお子さんが入れないという状況が、誰通の枠によって生じちゃうと、これは問題だと思うんですね。その辺の考え方についてはいかがですか。

○山崎子育て推進課長 例年を見ますと、前半の部分で空いていた定員も徐々に埋まっていくと。通常の園の利用する方が増えてくるということになれば、当然、余裕活用型でやる場合にはその余裕がなくなってくるわけですから、そちらのほうにシフトしていくような形になってくるんじゃないかなというところでございます。そうなった場合には、誰通の利用の枠というのが自然的にどうしても少なくなってしまうというところは、今の現状の仕組みとしてはなっております。ただ、それでも、ある一定程度何とか確保できるように働きかけていきたいなとは思っております。

○牛尾委員 その際、園のほうも、せっかく誰通で申し込んでくれた方が、通常の保育の子どもさんを受け入れることによって受け入れられない。でも、せっかくニーズがあるんだから受け入れてしまおうというふうになって、園の負担になってしまふと問題なんで、

そこはちゃんと人員配置とか、そうした手当ても行っていくことや、あとは保護者に対する十分な説明ですよね。そこについてもしっかり取り組んでいただければと思います。

○山崎子育て推進課長 人員についてはやはりしっかり基準がございます。その基準を満たしていかなければ、入れようと思っても入れることはできませんので、受け入れることができません。また、今年度の試行でも、人を確保するに当たっての補助なども行っております。来年度もその部分については引き続き検討していくみたいというふうには考えているところでございます。

○池田委員長 小枝委員。

○小枝委員 今日は十分時間がないと思うんですけれども、試行をやっているうちに本番にもう入ってしまうという状況で、本当に大変だと思うんですが、国の事業を、一律、全国同じ展開をしようというのはやはり無理があって、がらがら空いている地方もあれば、千代田区みたいに余裕スペースもなければ空きもないというような中で、しかし、西岡委員が言われたように、ニーズは高いだろうということを考えると、もしかしたら千代田区型とかいう形で、拠点なんですね、拠点。これは将来ですけど、こども誰でも通園制度の拠点的部屋というんですかね、麹町ルームと神田ルームみたいな形で、要するに空きがあるからやるんじゃなくて、もう保育園、保育に欠けていない子どもであっても〇歳のうちに預かれる。そういうふうな場所をつくるんだというようなことも考えていくことも、もしかしたら必要になるときが来るのかなというふうに。今、試行期間なので、しかし本番を目の前にして、千代田区の、苦しいだろうなと思うと、私だったらどう考えるだろうというと、いろんな少し千代田区方の考え方も考えていったほうが、もしかすると子どもにとっても職員にとっても親にとってもいいのかもしれないというふうに思いました、一応発言だけさせていただいて。いや、質問です。どうか現状とのすり合わせをしていっていただきたいんですが、いかがでしょうか。

○山崎子育て推進課長 余裕活用型で既存の施設にお願いするというやり方と、今、小枝委員におっしゃっていただいたように、新しく誰通用の専用の場所を設けると。どちらが可能性が、やりやすいのかどうかといいますかね、というところは今後やりながらという形になってくるのかなと。新しくなかなか園をつくる、かなり厳しいというのは今まで進めてきた中では、新規で保育園を建てるというのはなかなか難しいというのは分かっているところですが、仮にそういう場所を設けて、そういうことでしたら受けますよとかいうところがあるとか、そういう事業者が現れるとか、何かやっていく中で、今後利用する方のニーズなりなんなりを見ながらの判断になってくるのかなと思います。今後検討でございます。

○小枝委員 うまく伝わらないところもあるんですけど、一時というのは実は一番難しくて、この中では、何でしょう、あい・ぽーとさんなんかがノウハウを十分持っていると思うんですけども、こういう何というんですかね、一時というもののノウハウというのは実は結構重要で、ゆえに、単に荷物を預かるんでない、人の命を預かるんだというところのノウハウと注意力というか、人材を確保していくということはそれなりに大変なことだろうなと、ついでの話ではないなというふうに思う中から、今すぐにどうこうというふうに言っても無理かもしれませんけれども、全国一律の中の枠だけで考えていくのにはきっと

無理が来る、時が来るのでないかと。そして社会的ニーズは、これは受け止めていくときではないかというふうに思う中から、今、現状とすり合わせしながら、ぜひ進めていっていただきたいというふうに思います。

以上です。よろしくお願いします。

○山崎子育て推進課長 今後いろいろと検討していく中で考えていきたいと思います。

○池田委員長 はい。ほかはよろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○池田委員長 はい。それでは、（1）令和7年度こども誰でも通園制度試行的事業申込み状況報告についての質疑を終了いたします。

次に、（2）物価高対応子育て応援手当について、理事者からの説明を求めます。

○山崎子育て推進課長 物価高対応子育て応援手当について、教育委員会資料2に基づきましてご説明いたします。国は今国会において、物価高対応として、児童1人につき2万円を物価高対応子育て応援手当として、所得制限を設けず支給することとしました。これを踏まえ区としても本手当の支給に向けて準備を開始します。

次に、支給対象児童につきましては、令和7年9月30日時点で児童手当の支給対象児童である平成19年4月2日以降に生まれた児童と、そして令和7年10月1日から令和8年3月31日までに生まれた児童が対象となります。そして支給対象者、こちらはこの児童を養育する区内在住の父母等となります。

次に、申請の要否です。区から児童手当を支給されている方は原則申請不要ということになります。ただし、公務員ですとか、まだ児童手当の申請などの登録がお済みでない方につきましては、申請が必要ということになってきます。

次に、スケジュールでございます。事業周知としましては、広報千代田1月5日号及びホームページにて周知をいたします。これ以降につきましても、必要に応じて広報などで周知をしていく予定でございます。

次に、支給につきましては、プッシュ型支給者の場合は2月上旬に給付の案内を送付いたしまして、3月中旬には支給を行っていくというところでございます。また、申請が必要な方につきましては、2月上旬に申請受付を開始し、同じく3月中旬から支給を開始してまいります。支給期限は4月末といたします。

なお、給付費・事務費ともに全額国庫補助金にて充当予定でございます。

ご説明は以上です。

○池田委員長 はい。説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。

○白川委員 このプッシュ型支給のときは、一般的に、公務員は制度が違っていて申請が必要ということなんでしょうか。

○山崎子育て推進課長 公務員の方につきましては、児童手当につきましても区のほうからお出ししているんじなく、所属庁のほうから児童手当を支給されているということになりますので、うちのほうにデータというものが無い状態でございますので、プッシュ型はなかなか難しいところです。

○白川委員 じゃあ、千代田区に住んでいらっしゃる公務員の方、それはもう区だろうが都だろうが国だろうが、情報がないので、プッシュ型は今後も難しいということですか。

○山崎子育て推進課長 一度申請をしていただいて、そこの口座なりなんなりに振込をす

るという作業が必要になってくるというところでございます。

○白川委員 公務員の方々一人一人には、応援手当が出ますよという情報は行き渡りそうですか。

○山崎子育て推進課長 広報ですかホームページで行っていくのと、あと、今現在、マスコミ、ニュース等でも出ておりますが、そういうのを含めてできるだけ周知のほうをほうやっていくというところでございます。

○池田委員長 ほか、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。それでは、（2）物価高対応子育て応援手当についての質疑を終了いたします。

次に、（3）事業所内保育所について、理事者からの説明を求めます。

○山崎子育て推進課長 事業所内保育所について、教育委員会資料3に基づきましてご説明いたします。

まず施設の概要です。施設名はゆうてまち保育園、所在地は大手町の大手町プレイスの2階になります。類型としては事業所内保育所で、事業者、運営は、株式会社ポピングエデュケア。定員につきましては従業員枠が19名、区民枠が7名と。あと在籍は、今現在、10月1日現在で従業員枠が3名、区民枠が8名となっております。

この施設についての経緯なんんですけど、日本郵政株式会社の従業員が優先して利用できる事業所内保育所として令和元年4月1日に開設されました。株式会社ポピングエデュケアはこの日本郵政株式会社の所有する物件を賃借して、契約をして、施設を運営しているというところでございます。

閉所日、こちらは令和9年3月31日を予定しております。

閉所理由につきましては、開設当初は従業員枠も10人前後児童が在籍していたところなんですけど、先ほどもお話ししましたとおり、現在は3名の在籍にまで落ち込んでいると。日本郵政株式会社は、この従業員枠がかなり減少しているというところもあって、令和9年3月31日をもって株式会社ポピングエデュケアとの契約を終了することを決定したと。株式会社ポピングエデュケアは、この契約終了後の決定を基に、これを受けまして、令和9年3月31日をもって保育所の閉所を決定したというところでございます。

ご説明は以上です。

○池田委員長 はい。説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。

○おのでら委員 現在、12月1日現在、区民枠で8名在籍されているということなんですけども、閉所後、この8名の方はどうに移られるかとか、そういったところはヒアリングされているんでしょうか。

○大松子ども支援課長 転園希望につきましては、今のところ1家庭だけでございまして、その後につきましては特に転園希望のほうはまだないという現状でございます。

○おのでら委員 ないというのは、回答がなかったということなのか。それとも、希望すらなかった。もう保育園には行かないという判断なのか。

○大松子ども支援課長 閉所まで引き続き、こちらのほうに在籍したいということでございます。

○おのでら委員 それ以降どうされるのかというのも含めてヒアリングされるべきだと思

うんですけど、いかがでしょうか。混乱なくほかのところに移られるのかどうかというところがちょっと気になっております。

○大松子ども支援課長 2歳児以降の転園について、まず2歳児以降はどちらに移るかまではちょっとヒアリングしておりませんが、まず第一に閉園までは転園希望はないというところがほとんどでございまして、ただ、その後は、お申し出によりまして、いわゆる配点、加点のほうをいたしまして、なるべく希望の園に円滑に移れるようにいたす予定でございます。

○池田委員長 よろしいですか。歳児が——子ども部長。

○小川子ども部長 少し補足をさせていただきます。

資料にもございますように、再来年3月ということでございまして、この直近の3月をもって転園される方もいらっしゃれば、そのまたさらに、今から言うと1年3か月ほどでしょうか。閉園までの猶予があるということで、引き続きその園を使われる方も一方でいらっしゃると。さらにその先ということになりますと、やはり当然これは今の時点ではまだ相談をしていないということでございますが、当然早い段階で先の転園に関してのヒアリングを行って、なるべく希望に沿う形で転園のご案内できるようなことを丁寧にやっていきたいというふうに思っております。

○池田委員長 おのでら委員。

○おのでら委員 お願いします。一応一つ確認なんですけども、新しい方の受け入れというのも可能ではあるんですかね、来年4月からとか。

○大松子ども支援課長 新しいご家庭の申込みにつきましては、閉園を前提に受けることは可能でございまして、実際に今10件ほど申込みのほうは来ております。

○おのでら委員 その10件のうち、従業員枠とか区民枠はいかがなんですか。その内容によってはまた引き続きやるとかいう判断もあるんですかね。

○大松子ども支援課長 まず、従業員枠はちょっと私のほうは把握しておりませんが、区民枠のみで10件でございます。あと、こちらのほうはご説明をして、再来年には閉園ということを前提に申し込んでいただいております。

○小川子ども部長 ちょっとすみません。補足。

○池田委員長 子ども部長。

○小川子ども部長 あともう一点お尋ねがあったかと思いますけども、ここのポピinzと貸主との間で、これ以上もう賃貸借契約を延長しないということが確認されておりますので、さらなる延長ということはございません。

○池田委員長 牛尾委員。

○牛尾委員 これ、事業所内保育所の、まずはこの区民枠というのは、大体どのように人数、定員って決まるんでしたっけ。向こうの園のほうから、これだけ空きますよ、どうですかというのか、区のほうからお願いをするのか。どちらですか。

○大松子ども支援課長 明確に何人以上というふうにはございませんが、5割程度は区民枠というふうにお願いをしております。

○牛尾委員 区のほうから区民枠をお願いして、区民の方を受け入れるわけですね。今回、閉園というのは、もうこれは事業者の都合じゃないですか。それによって区民の方々が転園しなければいけないとか、保育園ですから先生との関係もあるし、子どもたちの関

係でもあると。個々ばらばらになってしまうかもしれないというようなことがあると、あんまりよろしくないなというふうに思うんですね。これ、閉園しますよといった際に、区のほうに何か説明なり、それはあったんですね。

○山崎子育て推進課長 こちらは、先ほども類型のほうも申しましたけど、事業所内保育所ということで、この場合、日本郵政株式会社さんが従業員のためにつくって、区のほうも、空いている枠があれば逆に言ったら使わせてもらいたいというところで、目的がまずは自分の会社の従業員というところ、そのためにつくったというところでございます。

あと、何だっけ。あと、何でしたっけ。すみません。

○牛尾委員 閉園の説明。

○山崎子育て推進課長 説明ですね。失礼しました。

話を先方とも事前からしておりまして、例えば2年ぐらい前にもお話があって、ただ、その際には担当のほうとのやり取りの中では、ほかの事業所から人を入れて、先ほど在籍ニーズが非常に下がったというところもあるんですが、ほかと連携してやったりもできませんでしたかというところを投げていたり、そういうやり取りはこれまであります。ただ、一番は、日本郵政としましては、ちょっともう自分のところの会社としてはそれほどニーズがなくなっているというところで、これ以上はちょっと続けられないというふうな判断に至ったというところは、お話を頂いているというところでございます。

○牛尾委員 日本郵政がそういう判断をされたんなら、仕方ないっちゃ仕方ないんですけど、やっぱり子どもたちを第一に考えると、やっぱりどうかなというふうなことはやっぱり思うわけですよね。

これ、ほかの例えば事業所内保育所で、区民の方が利用している園というのは、ほかには何か所あるんですかね。

○山崎子育て推進課長 事業所内保育所というところの分けて言いますと、ゆうてまち含めて5か所でございます。

○牛尾委員 じゃあ、このゆうてまち以外の5か所——あ、含めてか。じゃあ、あと4か所か。これは区民の方が利用されているんですか、今のところ。

○大松子ども支援課長 ただいま5か所と申しましたが、5か所とも区民枠はございます。

○池田委員長 利用されているんですか、区民の方は。

○大松子ども支援課長 はい。区民の方は利用されております。

○牛尾委員 事業者の保育所となると、こういうことがあり得るわけですね、残り4か所もね。その際もしっかりと、できれば続けていただきたいということと同時に、同じような方々はちゃんとしっかりと手当をしていくと。それはしっかりとお願いしたいと思いますが、いかがですか。

○大松子ども支援課長 いろいろな機会を捉えて、継続していただくように、区民のご利用のほうも維持していただくようにお願いしてまいりたいと存じます。○池田委員長 はい。

ほかはよろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○池田委員長 それでは、（3）事業所内保育所の閉所についての質疑を終了いたします。  
以上で、子ども部を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後2時06分休憩

午後2時07分再開

○池田委員長 委員会を再開いたします。

続いて、保健福祉部の報告に入ります。保健福祉部（1）（仮称）神田錦町三丁目施設整備について、理事者からの説明を求めます。

○緒方障害者福祉課長 （仮称）神田錦町三丁目施設整備について、保健福祉部資料1に基づきまして報告いたします。

項番1、進捗状況でございます。旧千代田保健所の解体工事から始まりまして、現在、新規工事の杭打ちという作業中でございます。日頃、囲いの中の状況を見る機会はありませんので、このたびは写真を掲載させていただいております。上の写真のほぼ中央、こちらはクレーンでくいがつり下げられているところでございまして、こういった形で肅々と作業工程は進んでいるところでございます。

項番2、今後の予定でございます。令和7年8月31日付で事業所からインフレスライドの請求が来てございます。これに加えまして、追加で発生しました工事や工事中に発生した様々な要因による工期の延長に伴いまして、契約変更が必要となってございます。現在、請求金額の妥当性など様々に鋭意精査しているところでございまして、令和8年第1回定例会におきまして、契約変更及び補正予算に係る議案の上程を予定しているところでございます。

報告は以上でございます。

○池田委員長 はい。説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○池田委員長 よろしいですか。はい。それでは、（1）（仮称）神田錦町三丁目施設整備についての質疑を終了いたします。

次に、（2）後期高齢者医療保険料（算定案）について、理事者からの説明を求めます。

○小阿瀬保険年金課長 保健福祉部資料2に基づきまして、都の広域連合が示しました後期高齢者医療保険料の算定案につきましてご説明をさせていただきます。こちらにつきましては、既に11月28日開催の令和7年第2回東京都広域連合定例議会におきまして、令和8年度、9年度の後期高齢者医療保険料の算定案が示されたところでございますが、本日はその概要についてご報告をさせていただきたいと思っております。

後期高齢者医療の保険料につきましては、関係いたします法律のほか、都の広域連合が定めます条例、規約に基づきまして、都の広域連合が決定するものとなってございます。

資料、項番2の保険料率をご覧ください。上段に政令どおりの数値を載せさせてございます。こちらは医療給付費を加入者が負担する保険料で全額賄うと仮定した場合の数値を示しております。なお、令和8年度より子ども・子育て支援金の分が保険料に追加することになってございますので、こちらを併せて掲載してございます。表の下のところ、合計いたしました1人当たり平均保険料額でございますけれども、こちらは11万1,356円から13万5,153円に上昇いたしまして、額として2万3,797円、率にいたしまして21.4%の上昇となっているところでございます。

こちらの要因でございますが、都の広域連合からの説明によりますと、前回算定時より

も被保険者数や医療給付費が増大しておりますこと、そして何よりも令和8年度より子ども・子育て支援金が創設されること、こうしたことなどによりまして上昇していると説明を受けているところでございます。

こちらの額をそのまま加入者に転嫁するのは負担が大きいということで、都の広域連合では、保険料の増加を抑制するため特別対策を実施してございます。こちらの内容を資料の中段に載せさせていただいております。内容といたしましては、葬祭費分、審査支払手数料分など、資料に掲載の4項目となってございまして、合計で約230億円となってございます。こちらにつきましては、区市町村の負担金として拠出することで保険料の軽減を図ることとしておるところでございます。こちらの特別対策を行いますと、下の表のとおりとなってまいりまして、こちら均等割と所得割を合わせた、表の下に書いてございますが、1人当たりの平均保険料額、こちらは11万1,356円から12万3,827円となりまして、額にいたしまして1万2,471円、率にいたしまして11.2%の上昇にこちらはとどめているということになってございます。

最後に、項番3の今後のスケジュールでございます。都の広域連合では保険料率の最終案を令和8年1月上旬に区市町村に示す予定となってございます。先ほどの特別対策を実施していくためには、区市町村の負担を規定いたします都の広域連合の規約の改正が必要となってまいります。こちらにつきましては、法律の規定に基づきまして区市町村の議決が必要となりますため、そのための議案につきましては令和8年第1回定例会におきましてご審議を頂く予定としてございます。最終的には令和8年3月頃、都の広域連合規約の改正を目指すスケジュールとしておるところでございます。

ご説明につきましては以上でございます。

○池田委員長 はい。説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。

○牛尾委員 政令どおりだと2割増と。抑制して1割増に収めたという。1割上がると相当大変ですよね、これは。

まず、この抑制策の約230億円、これはどういう仕組みなのか、もうちょっと詳しく説明していただけますか。

○小阿瀬保険年金課長 特別対策の仕組みということでございますけれども、広域連合の構成員となっておりますのは東京都内の全自治体になりますけれども、この自治体の負担金として、この特別対策に関わるこの費用、掲載の葬祭事業、審査支払手数料とか、あと保険料未収金補填と所得割の軽減策というところで、これは各自治体ごとに一般会計から繰入れをさせていただいて、それを負担金として広域連合のほうにお支払いをさせていただいていると、そういうような仕組みになってございます。

○牛尾委員 この額というのは、東京都の広域連合でこれだけご負担いただけませんかと。逆に言うと、もうちょっとこの区市町村分の負担が増えれば保険料を抑えられるということでおろしいですか。それともこれが大体、何というのかな、ぎりぎりのラインというか、そこの折衝というのはどういうふうにされるんですか。

○小阿瀬保険年金課長 この230億円をさらに投じれば保険料を抑えられるのかというところでございますが、理論上は、その分だけ入れるということなんで、区市町村から入ればそれだけ保険料を抑えられるものというふうに考えています。ただ、こちらにつきましては、この自治体からのそういう負担、プラスアルファ、さらに基金を投入いたしま

したりですとかいうことも行いながら、全体的に保険料をさらに抑制していくというようなやり方で行っているという状況でございます。

○牛尾委員 これ、国庫負担はどれぐらいの割合でしたっけ。分からぬ。大体で、大体。  
○池田委員長 分からぬ。

○小阿瀬保険年金課長 少々お待ちくださいませ。広域連合のほうで、こういった自治体の負担金プラスアルファで、恐らく国からも歳入を受けてこういう事業に充てているというところなんですかけれども、ただ、国からの、そうですね、負担金というところでは、広域連合のほうで受けているものというふうに認識をしておるところでございます。

○牛尾委員 国からも出ている。本当は国がもっとお金を支出すれば、本来なら保険金を抑えられると。どうしても後期高齢者医療保険の場合は、医療費の増大で、もう保険料は上がるという。当然ですよね、高齢者が増えていくんですもの。病気にもなりがちで、医療費が増えていくというのは当然で、それが保険料に反映されると。後期高齢者医療保険料って、もう上がっていかないですよね。国保もそうだけど。その他はやっぱり税金の使い方というかな、要するに国の税金の在り方というのが一番なんだろうけれども、なるだけ本当に高齢者の方々に重い負担が行かないようにしていただきたいんですけれども、これ、ちなみに今回の改定で負担上限額というのは幾らになるんですか。

○小阿瀬保険年金課長 自己負担限度額のことだと思いますけれども、こちらは、医療分が80万円、子ども・子育て支援金で2万円となってございます。

○牛尾委員 1人80万円ですからね。これ、世帯じゃないですから、1人分ですからね。だから、ご夫婦だと160万円か、年間。大変な額ですよね。なるべく東京都の広域連合ですので、区でどうかというのができないと思うんですけれども、なるべく広域連合と、あと国に対して、もっと税金支出をして保険料を下げると、高齢者の医療を守れというような声をぜひとも上げていただきたいと思いますが、いかがですか。

○小阿瀬保険年金課長 おっしゃるように、私どももやはり保険料を抑えたいという気持ちは持ってございます。現状でも様々こういった特別対策とかということもやっており、また、様々な行動の中で保険料を抑制する努力はしてまいりますけれども、頂いたご意見、こういったことにつきましては、我々もそのような思いもございますので、関係する課長会などでも協議をさせていただきたいと考えているところでございます。

○池田委員長 白川委員。

○白川委員 1点だけお伺いします。上げるほうは思い切って上げたなという感じがするんですが、抑制策も結構頑張って抑制していただいているなど。これは評価できるんですが、どうもその抑制策のやり方が一時的というか、付け焼刃的な感じがして、これ、持続可能なんでしょうか。

○小阿瀬保険年金課長 保険料の改定を2年に一度やっていく中で、毎年そこは、なかなか高齢者の中にも保険料で負担いただいている部分というのは、全保険給付費の1割で抑えさせていただいている中で、残りの5割を公費で負担したりとか、残りの4割を他の保険者さんとか、我々の国民健康保険もそうですけれども、そういったところの現役世代の負担金で賄っているという現状がある中で、毎回のこの改定のときに議論になるところではあります、こういった区市町村からの負担金でありますとか、また、基金ですね、基金を活用したりとか、繰越金を活用したりとかというようなところをやりくりしながら

らやってきているという現状もございまして、そこは基金のほうも将来的に残しつつ充てていくというような方向でやっておりますので、持続可能になるように、東京都広域連合のほうで、我々もそうですけれども、可能になるような方策を施しながら毎回の改定をやっているというふうに認識しているところでございます。

○白川委員 ありがとうございます。今後保険料が上がっていくかということであれば、こういうやり方で構わないと思うんですが、恐らく今後も少しずつ上がっていくんだろうと思います。そのときに、基金の活用って一番手っ取り早い特効薬だとは思うんですが、これからの中の上げに対応は恐らく難しくなって、今後少し難しくなっていくと思うんで、やっぱり根本的にもう財政で割り当てるということを考えていかないと、これ、ちょっとまずいんじゃなかろうかなという。今は大丈夫なんですけども、今後のことを考えると、ちょっと不安だなというふうに思います。いかがですか。

○小阿瀬保険年金課長 持続可能にさせるために、なかなか上がっていく中でちょっと不安要素が消えないというところでございまして、そういう部分というのはやはり我々も思っているところではございます。そうならないように、極力、様々な財源、また保険料率もなかなか上がる要素が多い中で、抑えていくところも難しいというところもある中で、こうした公的な資金も入れ込みながらやっていくというところでございまして、そのバランスを考えながらやっていくことが重要だと思いますし、こういった重いご意見、こういった課題感というものは、先ほどの答弁と重なりますけれども、関係する課長会などでも共有しながら、まず研究してまいりたいと考えているところでございます。

○白川委員 75歳以降、子どものために支援するという、もう考え方ができているということは、これはもう75歳以降も働いている人がたくさんいるという、多分そういう思想があるのかなと思います。そうすると、年金だけで暮らしている方と働いて十分な収入のある方というのが二分化している状態があるんだと思うんで、今後はそこを分けていかないと、このまんま上がっていくとちょっと破綻しかねないなと思うので、今後ぜひその辺をご検討いただければと思います。

○小阿瀬保険年金課長 そうですね。こちらは国の制度でございますので、なかなか全てを自治体のレベルでやっていくというのは難しい部分がございますけれども、頂いたご意見のほうを受け止めさせていただきまして、研究させていただければと思っております。

○池田委員長 小枝委員。

○小枝委員 すみません。基本的なことで恐縮です。この下のスケジュールのところを見ますと、2月に広域連合規約変更を付議だよというふうに書いてあるんですけども、ちょっと金額的なところを聞いておきたいんですけど、11.2%上がって、つまり1万2,471円が平均だよと。平均で上がりますと。平均だとすると、上限と下限という、下限はゼロがあるのかな。どういう段階の仕組みになっているのか。それから、23区全部横並びなのか。全くそこはぶれることはないのか。各区、悩ましいところだと思うんですけど、教えてください。

○小阿瀬保険年金課長 小枝委員から2点ほどご質問いただきました。

まず、上限、下限のところでございますが、下限につきましては、保険料、そうですね、一番低い、公的年金収入のみの単身者での資産の場合ですと、年間の所得153万円の方で1万5,600円のご負担というところでございます。上限は、子ども・子育て支援金

分も合わせまして82万円というところでございます。

それと、もう一つが、そうですね、金額につきましては、これは東京都内に住んでいる状況でございますれば、同じ保険料率、同じ均等割額というところでございますので、どこに住んでいらっしゃっても保険料額は一緒というところになってまいります。これは東京都内の1人当たり平均の保険料額として、1人当たり12万3,827円という額でございますけれども、それぞれ人によって所得も違ってまいりますので、同じ所得割率を掛けて同じ均等割を付加されるというところなんで、都内であればどこに住んでいても同じ保険料額になるというところでございます。

○小枝委員 率直に言って、年間であれ、1万2,000円の負担増というのはやっぱり苦しいだろうというふうには思うんですね。最低の収入の方は、先ほど一万五千幾らとおっしゃったから、月額1,000円ぐらいということなんですけれども、今せっかく所得を増やすでしたっけ、負担を減らすみたいなことを言っている中で、こういうことがまたばーんというふうに出てくるとなると、どうなのかということは、バランスの悪さを感じる。だけど、誰かが何か負担をしない限りは福祉は成り立たないということも事実だと思うので、最後に一つだけ聞いておきたいのは、区独自でできる努力、負担は、じゃあ、そこは変えられないにしても、その代わりこういうプラスアルファ、社会的な保障としてのここら辺がよくなるよということがあるのかないのか、教えてください。

○小阿瀬保険年金課長 なかなか国の制度の中でやっている部分でございますので、自治体としてできることは限られてございますけれども、一つは、保険事業をやっておりますので、その中で医療費を適正化していくこと、ここはジェネリック医薬品の推進とか、また頻回受診を抑えていくとか、そういう地道な努力をしながら医療費を抑えていくという方法でありますとか、収納率はかなりいい状況ではありますので、さらに収納率を上げていくとかというところで保険料収入を増やしていったりとかというところの部分では、まだまだ我々のできるところもあるのかなというふうに認識しているところでございます。

○小枝委員 この事業そのものというのは、何ですか、自治事務という概念なのか、それとも法定受託事務という概念なのか、今そういう概念区分はないのか。ちょっと、もし後者であれば、もう判断の余地がない項目で、勉強はできるけれども議論はできないみたいなどころがあります。ちょっともし参考に、そこが、区分があれば教えてもらいたい。ないのかな。（発言する者あり）そうだよね。いや、多分ね、法定受託事務……

○池田委員長 ちょっと休憩いたします。

午後2時28分休憩

午後2時29分再開

○池田委員長 委員会を再開いたします。

答弁からお願いいいたします。保険年金課長。

○小阿瀬保険年金課長 お時間を頂き、大変申し訳ございませんでした。こちら、自治事務ということになります。

○池田委員長 牛尾委員。

○牛尾委員 自治事務、千代田区独自の事務だよという扱いなんですか、後期高齢者医療保険制度。そういうことですか。東京都なんですか。

○小阿瀬保険年金課長 自治体、62市区町村が構成員となっている後期高齢者医療広域

連合が保険者ということになりますので、事務の本体につきましては、都の後期高齢者医療広域連合のほうで、62市区町村全体で行っているというところになってございますので、そういう意味では連合体でやっていると。身近な事務を自治体、保険料の収納とか、窓口の受付とか、相談業務とか、そういうことを行わせていただいて、保険料の決定であるとか根幹となり得る部分については広域連合のほうで行っていると。こういったような考え方になると思います。

○池田委員長 はい。

ほかはよろしいですか。

○えごし副委員長 1件だけ。初めに課長からも今回この引上げになる理由というのを話していただきましたけれども、今後また区民の皆様にお知らせしていくときに、しっかりと引上げになる理由とか、こういう表とかもつけてはいただけると思うんですけど、表だけとか数字だけだとやっぱり分かりにくくなってしまうので、しっかり文章化して、なぜ今回これだけ上がるのかというところと、これだけ抑制策をしているというところも含めて、しっかりと区民の皆様に説明をしていただければなと思いますが、いかがでしょうか。

○小阿瀬保険年金課長 ご指摘いただきましたように、やはりこれだけこの上昇する要因というのを、正確に区民の方に伝えていくというのは非常に大切な要素だと思ってございますので、丁寧なご説明に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○池田委員長 はい。ほかはよろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○池田委員長 それでは、（2）後期高齢者医療保険料（算定案）について、質疑を終了いたします。

次に、（3）区内宿泊施設への対応について、理事者からの説明を求めます。

○市川生活衛生課長 それでは、保健福祉部資料3、区内宿泊施設への対応について説明いたします。

近年、都市部の自治体では、住宅宿泊事業法、いわゆる民泊などの宿泊施設の増加に伴い、生活環境の悪化に関する苦情が増加しており、規制の見直しを進める動きが見られています。当区におきましてもこれらの施設は増加傾向にあり、本年12月5日の文教福祉委員会で報告いたしましたとおり、小規模な宿泊施設の増加が顕著となっております。区民などからの苦情や条例違反行為も増加しており、さらなる対策が必要な状況にあると考えております。また、旅館施設は、民泊施設として営業を始めながら旅館に移行する事案など、根拠法令は異なっていても実質的に類似の施設として運営がなされている状況も見られております。そのため、現在、区内の宿泊施設への今後の対応について検討を進めたり、外部委員による検討会議での議論を踏まえた方向性について報告いたします。

初めに、1、対応の方向性について説明いたします。まず（1）住宅宿泊事業法、民泊の施設についてです。

民泊施設につきましては、適正な管理のため、条例において業態別及び区域別に事業実施を制限する区間を定めております。このうち、文教地区など及び学校など周辺においては、管理者駆け付け型民泊は全日不可、管理者常駐型民泊は平日の実施を制限し、人口密集地域においては管理者駆け付け型民泊の平日の実施を制限しているところです。

民泊では、条例で営業中の管理者常駐・駆け付けを義務づけていますが、一部の民泊施

設におきまして、営業中の管理者の不在により、宿泊者の安全確保や周辺住民からの苦情などに対応できない事案が発生しており、届出時や定期報告において虚偽の報告が疑われる事案も見られております。また、施設近隣の住民からは、旅行者が往来することによる不安の声も聞かれております。そのため、周辺住民の安全で快適な生活環境を維持することを目的として、文教地区など学校地区などの周辺及び人口密集地域における実施事業の制限期間及び事業開始時の周知対象について、見直しを行う方向で検討しております。

資料の3ページ目をご覧ください。住宅宿泊事業が実施できる現行の規制が上の図、改正の方向性を下の図に示してあります。また、前回の委員会時にご質問を頂いておりました区内民泊施設の部屋数内訳についてですが、令和7年12月15日現在の状況がそのページの下にございます。区内の民泊届出数41届出、宿泊できる部屋数は43部屋でございます。

続きまして、4ページ目をご覧ください。4ページ目は民泊施設の位置図でございます。そこで、大変申し訳ありません、この資料について一部誤りがありましたので、訂正をさせていただきます。ちょっと地図の縮尺の関係で見づらくて大変申し訳ないんですが、JR神田駅の北側のところに、ちょうど中央線と山手線が分岐する辺りのところに、赤い大きな丸があると思います。この丸は、実はちょっとプロットの消し忘れのミスでして、実際にはそこには民泊施設は存在しておりません。この場を借りて訂正させていただきます。

この表、民泊施設位置図でございますが、現在、区内でもって民泊として届出がある場所を地図上にプロットしております。地図を縮小した関係で、地図内にあります文字が潰れてしまいまして読み取れない点は、ご容赦いただきたいと思います。家主居住型民泊は赤い丸、家主不在型（管理者常駐型）は紫色の丸、家主不在型（管理者駆け付け型）は緑色の丸になります。数字が書いてあるところは、同じ建物の中に不複数の民泊届出施設がある場所でございまして、例えば6と書いてあるところにつきましては、同じ建物の中に六つの届出がある施設ということになります。大多数が神田地区の人口密集地域に立地していることが読み取れると思います。

なお、この地図では、プロットの丸が文教地区などや学校など周辺にかかっている場所があります。地図の縮尺の関係でそのような表記になっておりますが、実際には文教地区などや学校周辺の制限区域内に民泊施設はございません。

続きまして、また、お手数ですが1ページ目にお戻りください。続きまして、（2）旅館業施設について説明いたします。

旅館業施設においては、宿泊者の安全を確保するため、条例において営業中における営業従事者の常駐などを義務づけています。しかし、一部の小規模施設などにおいて、営業中の営業従事者の不在により、宿泊者の安全確保や周辺住民からの苦情などに対応できない事案が多数発生しております。また、フロントスペースの客用転用など違法改築例も出ております。その理由として、小規模施設においては従業員を常駐させるコストを賄う収入確保が難しいことなどが考えられます。

続きまして、2ページ目をご覧ください。旅館業は民泊と異なり営業日数に制限がございません。小規模な旅館施設の増加は、民泊と同様の問題をより多く発生させるおそれがあると考えております。そのため、宿泊者の安全・安心の確保及び周辺住民の安全で快適な生活環境を維持することを明らかとするとともに、旅館業の営業許可に係る構造設備基

準の見直しを行う方向で検討しております。

次に、2、外部委員による検討会議について説明いたします。区内の宿泊施設への今後の対応について検討を進めるに当たり、外部委員に意見を求めました。意見を求めた実施日ですが、令和7年12月11日に会議を開催いたしました。

次に、（2）構成員ですが、学識経験者、区内宿泊事業者、区民代表2名、行政機関（警察と消防）の計6名でございます。会議におきまして、区内における宿泊施設の状況の説明と見直しの方向性について説明をした後、意見を求めました。

次に、（3）主な意見ですが、1部屋で旅館ができる制度自体に問題があるのではないか。民泊施設でチェックインを対面で確実に行う必要があるのではないか。民泊の管理者常駐型を規制することは全国初の思い切った規制ではないか。民泊施設内にごみの捨て方、近隣に迷惑をかけないよう、宿泊者に周知する貼り紙などの掲示を義務づけてはどうか。施設ができる前に周辺住民への説明を義務づけてはどうか。旅館業法施行条例においても、千代田区住宅宿泊事業の実施に関する条例に倣って、区民生活環境の悪化防止を基本理念とするなどの規定を加えたほうがよいのではないか、などの意見を頂いたところでございます。

続きまして、3、今後のスケジュールについて説明いたします。検討会議で出た意見を考慮した改正素案について、来年、令和8年1月5日から19日にかけてパブリックコメントを実施いたします。その後で、来年2月に予定されています令和8年第1回定例議会に、条例の一部改正議案を提出する予定であります。

説明は以上でございます。

○池田委員長 はい。説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。

○白川委員 びっくりしました。規制が非常に強いものを出してこられたなというふうに思いますし、今後の何というんですかね、旅館のほうに、小型旅館のほうに、中身は民泊なのに小型旅館に偽装するようなこともあり得るということで、予防的な政策も打っているということで、非常に評価できるものを出してこられたなと思います。

一つ知りたいのは、これ、これだけ厳しいと、要は真面目にやっている方がなかなか利益を出せなくて、抜け道とかあるいはもう堂々と違法している人のほうがもうかってしまうと。そうなると、真面目な人が撤退して不真面目な人が残ってしまうという、悪貨が良貨を駆逐する状態というのがちょっと懸念されるなというぐらい厳しいなと思ったんですが、その辺の考え方というのはございますか。

○市川生活衛生課長 まず、既存の届出とか許可が出ている施設につきましては、改正する内容については適用しない方向で考えております。また、届出や何かの基準が、ハードルがきつくなると、闇でやる方が増えてくるのではないかという懸念なんですけれども、逆に闇でやられている方というのは、旅館業法違反という明確な法律違反になりますので、むしろそれは発見したときに直ちに営業を強制的にやめさせることが法的にも可能になりますし、場合によっては警察や何かに告発もしやすくなると思いますので、今よりは取締りについては逆にしやすくなるのではないかと考えております。

○白川委員 ありがとうございます。

もう一つは、ここに、非常に機密に練ってあるので、その点、別に何の不服もないんですけども、外国人問題であるという捉え方は一貫してなさっていないんですよね。それ

で、私が千代田区以外のところの民泊問題というのを取材したところ、やっぱり半分以上が外国人問題、特に中国人問題であるということはもう間違いないというふうに確信しております。多分、差別の問題なんかがどうしても出てくるので、その辺は議論しにくいんだとは思うんですが、他区とかほかのまちの、福岡市とかの問題なんかを拾いながら、そっちのほうの予防的な措置というのも、今後ちょっとご検討課題にのせてもらえないかなというふうに希望するんですが、いかがでしょうか。

○池田委員長 どうでしょう。

休憩します。

午後2時44分休憩

午後2時45分再開

○池田委員長 委員会を再開いたします。

答弁からお願いいたします。生活衛生課長。

○市川生活衛生課長 まず、住宅宿泊事業法を実施するに当たりましては、国籍要件というのがありませんので、その辺、外国の方であったとしても、要件を満たしていれば届出が可能でございます。ですので、その辺のところ、特に例えば外国人差別とかそのようなことには、少なくとも届出の審査においては当てはまらないというふうには考えておりますが、今後の国の動向や何かを見ながら対応はしていきたいと考えております。

○池田委員長 白川委員。

○白川委員 じゃあ、せめて、ごみ問題なんかが起こったときに、どうしても運営している方は、日本語で注意書きを書いて、せいぜい英語を載せるぐらいなんですね。中国語とかというのをもう1か国語載せるという、載せないというのを、ぜひ区で指導してもらえないかと。それは要するに運営の方がなかなか言いつらいと。後で何が起こるか分からぬといいう不安感があるので、中国語ではこういう指示をすれば失礼に当たりませんようぐらいの指導はしてもいいのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○市川生活衛生課長 宿泊者に対する指導というか、経営者に対する注意書きにつきましては、確かにおっしゃるとおり日本語とか英語だけでは不十分だと考えておりますので、欧米の方々とかが分かるような英語だけではなくて、実際に利用も多い中国の方とかも理解できるような民泊のルールですとかそういったものについて、宿泊施設内に掲示させるような義務づけについてはガイドラインや何かで定めていきたいというふうに考えております。

○池田委員長 ふかみ委員。

○ふかみ委員 区民の生活環境の保持を軸とした民泊の在り方について、こういった取組が行われていることを、非常にすばらしいことだと思っていております。一方、昨今の物価高騰が進む中で、固定資産税などの負担増を懸念する声もあります。また、円安が続く中で、新しい成長産業であるとか地域振興の方向性が見えにくい中で、労働を投下するのではなく、こうした資産を活用して収入を得るということ自体は、外貨を獲得する上で、また、都市部における経済活動を維持する方法として、経済学的に見ても必ずしも否定されるものではないと考えています。

そういうところで、今案件を進める中で、保健福祉部だけではなく、政策経営部であるとか地域振興部の方々と連携を取るようなことはしていらっしゃるのでしょうか。

○市川生活衛生課長 地域振興部におきましては、今回、検討会議を開催した際は、保健福祉部、保健所だけではなくて、地域振興部の方々にも一応事務局として参加していただきまして、一緒に意見を交わしたところでございます。特に民泊とか宿泊施設のごみ問題というのが各地で問題となっておりますけども、その辺の対策につきましても、清掃事務所ですとか、あるいは道路公園課とか、そういったところと連携を取りながら対応しておりますので、今後もその対応は継続してまいりたいと考えております。

○ふかみ委員 ありがとうございます。区としては、単に禁止だとか抑制だけではなく、管理、登録、運営状況の把握など、また商業振興、それに伴う財源の確保も含めて、複合的に検討することが重要だと考えています。ほかの事例を見ましても、先ほどもありましたように多言語対応、それから苦情への即応、相談窓口など、使途を限定した財源を確保するという目的で法定外目的税など、東京都も宿泊税をもう既に通知をしておりますけれども、それに追加する形の検討も可能である。もしくは学生、研究者、短期インターン、企業家などを対象にした、数か月を前提とした民泊、短期的な衝動的な利用ではなく、滞在・学習・交流型の受入れを検討するような民泊もあると聞いております。こういったことを踏まえまして、賢い民泊の在り方について、ぜひパブリックコメントなどを通じて検討を進めていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○高木地域保健担当部長 まず、ご答弁の前に1点訂正をさせていただきたいと思います。外部委員による検討会議の事務局でございますが、事務局としては保健福祉部と環境まちづくり部とで事務局は対応してございます。ただ、この案をまとめていく段階におきましては、当然に地域振興部、あるいは政策経営部の方とも意見交換をし、ご意見を頂きながらまとめてきたものでございます。1点訂正させていただきます。

あと、民泊は規制だけではなくといった、活用なんかも含めてやっぱり考えていくべきだというようなご提案かと思います。確かに民泊が全て悪いわけではなく、そもそも制度が空き家活用と観光振興という当初の目的にのっとったもので、適正に運営されるのであれば、当然に否定されるものではないかと思います。ただ、こういった都心の立地の状況などから考えますと、やはり全国的な民泊のありようとは少し違った規制も必要なんではないかと思っております。

先日行いました外部委員による検討会議においても、ここは否定的な意見が主だったということで、主な意見を掲載してございますが、一方で委員の中からは、せっかく千代田に来街してお泊まりいただくのであれば、気持ちよく帰っていただけるような環境もやっぱり大事ではないかという意見もございました。そういうことも踏まえまして、区といいたしましては、今回、なかなか適正運営の事業者が少ない中での思い切った規制強化の動きではございますけども、一方でやっぱりそういう施設を造って運営していただくに当たっては、適正な運営をしていただけるように、今後も相談対応に努めまして、よりよい施設の設置と運営をしていただきたいというふうに考えてございます。

○池田委員長 はい。

小枝委員。

○小枝委員 たしか民泊の条例は、平成30年ぐらいだったと思うんですね。つまり7年間やってみてこうだったということで、私、当時は、非常に7割の区民が不安だということだったので、中央区とか他区のように、もっと厳しく一律型での規制と、あと事前に、

何だっけな、周知、コミュニティへの説明をするということを義務づける等の、何か条例案みたいのを出して、それでも区案が通ったというような記憶があって。ただ、その後、私はまちを見てみると、何というか、考え過ぎだったかなと。正直そんなにそうでもなかったんじゃないかと思っていたところに、逆にこういうふうな情報が出てきて、区のほうが恐らく担当として、まちの情報を敏感に察知していたのだろうというふうには思うんですけども、とはいえ、ずっとある意味実証実験中というか、社会実験中というところは多分にあると思うんですね。なので、今回、7年目にして一度強化してみるということは、一つの仕事の仕方としては、区民の声を聞きながらやるということだと思うんですけれども、またこのやってみてどうなのかということを、不動産事情も踏まえながら、柔軟にと言ってはいけないんでしょうねけれども、やはり見続けていく。何というか、いろんな形で他の自治体情報も熟していますから、そうした見方も必要なんではないかというふうに思いますので、7年目の現在については理解をいたしますが、これこそがベストということもないのだろうというふうな気もいたしますし、これからパブコメですから、そういうものを聞きながら、一年一年よくなっていくという方向を目指していただきたいというふうに思います。いかがでしょうか。

○市川生活衛生課長 確かに規制については、今の状況を鑑みてこの規制をかけていくというふうな方向性で今検討しているところでございますが、確かにパブコメの内容を見て最終的には改正素案はまとめていきたいと思っております。また、当然、法律で認められている事業を条例でもって制限していくということになりますので、それはそのときの状況がまた変われば、また条例の規制も見直しということも当然あり得るのかなというふうには思っておりますが、今現在は、まずは先ほども申し上げましたとおり、様々な宿泊施設に対する苦情とか相談が今物すごい勢いで増えておりますし、民泊の届出につきましても、恐らく、現在は41でございますけれども、また今年度末にはもうちょっと増える見込みで、今、相談とかいうのもいろいろ来ておりますから、またどんどん増えてくるものというふうには考えております。ですから、このまま何も規制をしないでいると、やはりほかの区のように様々な苦情や何かが増えてくるということも当然予想されますので、今の時点で規制をかけて、ちょっと様子を見るという方向で考えております。

○池田委員長 牛尾委員。

○牛尾委員 今回、踏み込んで強化をしたなというふうに思いますし、今後、専門家の方々にもチェックしていただくということなんで、十分検討していただきたいと思いますけれども、一つ、この検討がなされていない、この人口が密集していない区域というのは、変更ないんですよね。この人口が密集している区域と密集していない区域と、これ、明確に何か基準というのが設けられているんですか。

○市川生活衛生課長 これは千代田区の町名別の人口の統計がありますので、それでもって大きく区分けをして、このような区別をしているものでございます。

○牛尾委員 つまり、例えば1キロ平方メートル当たりに何人が住んでいるよとか、こうした基準を設けているんじゃないなくて、住民の数が多いか少ないかというのを、何というかな、区が判断するというか、そういうことで決めるということ。

○池田委員長 休憩します。

午後2時57分休憩

午後2時58分再開

○池田委員長 委員会を再開いたします。

生活衛生課長。

○市川生活衛生課長 人口密集地域の定義につきましては、国勢調査による人口密集地域の定義からちょっと流用しているということでございます。

○池田委員長 牛尾委員。

○牛尾委員 たくさん人が住んでいらっしゃる、例えば麹町エリア、麹町、ここは文教ですからできないんですけど、神田にしたって、人は住んでいますよね。こういったところは人口密集地域というふうに当てはまる。だから、または大手町とか霞が関とか、ああいうところが密集していないエリアという考え方でよろしいんですかね。

○市川生活衛生課長 そのとおりでございます。

○池田委員長 はい。

ほかはよろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○池田委員長 はい。それでは、（3）区内宿泊施設への対応についての質疑を終了いたします。

以上で、日程1、報告事項を終わります。

次に、日程2、その他に入ります。委員の方から何かございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○池田委員長 はい。執行機関から何かございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○池田委員長 はい。それでは、本日はこの程度をもちまして閉会といたします。ありがとうございました。

午後3時00分閉会